

ご利用ください！ ぎふ清流おもいやり駐車場利用証制度

県は、移動に配慮が必要な人が安心して外出できるよう、公共施設や商業施設に歩行困難者などが利用可能な駐車場を設ける「ぎふ清流おもいやり駐車場利用証制度」を導入しています。

利用証を希望される人は、利用申請をしてください。

詳しくは、県HPまたは県地域福祉課（☎058-272-8261）へ。

- ◆対象／障がい者、要介護者、難病患者、妊娠婦、けが人などのうち、手帳等級などが一定の要件を満たす人
- ◆申請書／県HPからダウンロード可 ※窓口での申請の場合は、各交付窓口でお渡します
- ◆窓口での申請／申請書に必要事項を記入し、各種手帳など状況確認書類と本人確認書類（代理人申請の場合）を持参のうえ、西濃県事務所福祉課（西濃総合庁舎5階）で手続きをしてください。
市役所では申請手続きできません



- ◆郵便での申請／申請書に必要事項を記入し、各種手帳など状況確認書類と本人確認書類（代理人申請の場合）、140円分の返信用切手を同封して県地域福祉課（〒500-8570 岐阜市薮田南2-1-1）へ
- ◆有効期限／5年 ※妊娠婦は産後1年（多胎児は産後1年6か月）、けが人は1年以内
- ◆注意事項／利用証があつても状況によって対象駐車場に駐車できないことがあります

◎飼い犬の登録と狂犬病予防注射

生後91日以上の飼い犬は、市への登録と年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。

登録および注射を受けていない場合は、いずれも動物病院で行ってください。料金は、登録が3,000円、注射が3,200円（手数料550円含む）です。

◎犬猫のマナー徹底

決められた場所でのフンのしつけや後始末など、基本的なマナーを守りましょう。また、犬の放し飼いや野良猫の繁殖につながるようなエサやりは絶対にしないようお願いします。

◎ペットの災害時への備え

突然の災害に備え、非常食やペット用品を常備するとともに、避難所でも暮らせるよう、基本的なしつけや健康管理を普段からしておきましょう。

詳しくは、環境衛生課（☎47-8571）へ。

ペットとの暮らし ルールを守つて



-10月1日は「浄化槽の日」-

浄化槽は正しく管理しましよう！

3つの義務を守りましょう！

浄化槽が正常に機能しないと、川の汚染や悪臭の発生などを招きます。良好な環境を維持するため、浄化槽を使用している人は、次の3つの義務を守り、適正な管理に努めましょう。

法定検査

すべての浄化槽において毎年1回、保守点検とは別に、水質に関する検査（11条検査）が必要です。また、浄化槽の新設・入れ替えをした場合、浄化槽が適正に設置され、正常に機能しているかを確認する検査（7条検査）が必要です。

＜保守点検＞

浄化槽の正常な機能を維持するために、定期的な保守点検が必要です。

＜清掃＞

浄化機能を損なわないために、年1回（全ばっ気方式の浄化槽は年2回）の清掃が必要です。

ご利用ください！一括契約

3つの義務を一括して委託できる「浄化槽らくらく一括契約」が便利です。なお、この契約をすれば、次の2つの制度が無料で利用できます。

詳しくは、県登録の保守点検業者へ。



＜岐阜県浄化槽生涯機能保証制度＞

岐阜県浄化槽連合会が、浄化槽機能の修理を保証する制度です。

＜みず再生施設認定制度＞

岐阜県環境管理技術センターが、合併処理浄化槽が環境省の指針より厳しい基準に適合し、下水道と同様の生活排水処理施設であることを認定する制度です。

浄化槽を使わなくなつた時には

建物の取り壊しや下水道への切り替えなどで、浄化槽を撤去する前に、浄化槽の最終清掃が必要です。

また、浄化槽の廃止には「浄化槽使用廃止届出書」、休止には「浄化槽使用休止届出書」の提出が必要です。

【問合せ】環境衛生課（☎47-8574）へ



大規模な地震を想定した市の災害対策本部運営訓練が、9月3日に市役所4階情報会議室で行われました。

訓練は南海トラフ地震が発生し、市内で震度6強を観測、市内各所で大きな被害が出ていると想定して行われました。

石田市長を本部長として開かれた本部員会議では本部員のほか、インターネットを利用してテレビ会議を通して大垣警察署やNTT西日本、中部電力パワーグリッド、大垣ガスの担当者も参加。救助活動や通信回線の状況、道路被害の有無などの情報を互いに確認し、被災者の救出に全力で対応するため、自衛隊へ災害派遣要請を行うなどの一連の流れを訓練しました。

保険料の減免・猶予制度

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主などの令和3年中の収入が前年に比べ3割以上減少するなどの理由で、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料の納付が困難な場合は、申請により制度ごとに定められた法令や条例などに基づき、保険料の減免・猶予制度を受けられる場合があります。

詳しくは、下表の担当課まで、まずは電話でご相談ください。

区分	担当課
国民健康保険	国保医療課 国民健康保険グループ（☎47-8132）
後期高齢者医療保険	国保医療課 福祉医療・後期医療グループ（☎47-8140）
介護保険	介護保険課 資格給付グループ（☎47-7406）
国民年金保険	国保医療課 年金グループ（☎47-8129）